

木材・木材製品の調達にあたっての 合法性の確認に関するアンケート結果まとめ

2014年5月

地球・人間環境フォーラム
国際環境 NGO FoE Japan

アンケートの経緯と目的

世界の森林における減少・劣化はとどまることを知らず、世界食糧農業機関（FAO）によれば、21世紀に入ってから年間510万ヘクタールもの森林が減少している。その大きな原因の一つが違法伐採などの持続可能でない伐採である。日本は世界屈指の木材輸入国であり、国内の木材需要の8割弱を海外からの輸入に頼っている。その木材調達先の国々では、その国の法律に違反した伐採や木材取引が依然として行われているところもある。

わが国では、木材消費国側の違法伐採対策として、2006年（平成18年）よりグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）を改定することで、国等の機関において木材・木材製品を調達する際に、「合法性」または「持続可能性」が証明されたものを優先するという措置がとられている。本措置については、地方公共団体や民間企業の調達においても、普及することが期待されているところだが、強制力はない。

地球・人間環境フォーラム及び国際環境 NGO FoE Japan の2団体は、木材を調達する側からの積極的な働きかけや支援によって、木質資源の良さが再確認されると同時に、国内外の森林を破壊から守り、森林生態系保全へと向かうことができると考え、紙や木材製品などの林産物の適切な生産・消費を通じ、国内外の森林破壊を食い止めるための活動に取り組んできた。

（詳細はフェアウッド・パートナーズ WEB サイト <http://www.fairwood.jp> まで）。

この活動の一環として、2013年8月13日～9月23日（一部10月末までに来た回答も含めた）にかけて、グリーン購入法を活用した需要国としての違法伐採対策の効果の実態を把握するため、「木材・木材製品の調達にあたっての合法性の確認に関するアンケート」を実施した。同法の対象となっている国等の機関（中央省庁等15、独立行政法人等101）、地方自治体（47都道府県、20政令指定都市）を対象にした。アンケートの目的と主な内容は以下の通りである。

【アンケートの目的】

- ・ 木材製品等の調達にあたっての合法性の確認に関する取組の現状把握
- ・ 木材消費国における効果的な違法伐採対策のあり方を検討するための資料

【アンケートの主な内容】

- ・ 木材製品等におけるグリーン購入または木材に特化した調達方針の有無
- ・ 木材製品等の調達における合法性の確認状況とその内容

アンケート集計結果と考察

回答の概要

アンケートは国等機関 116 機関、地方自治体 67 機関の計 183 機関に送付し、有効回答数は 70 件であった（回収率 38.3%）。内訳としては、国等の機関は数としては大部分を占める独立行政法人が 101 機関中 21 機関のみの回答となっているが、本制度の要である中央省庁等 15 機関は 9 機関（60%）から回答を得た。一方、地方自治体では、都道府県 28 件、政令指定都市 12 件とおおよそ 60% の回収率となった。

表 1 回答対象組織の内訳と回収率

アンケート送付数：183（うち国等機関 116、地方自治体 67）

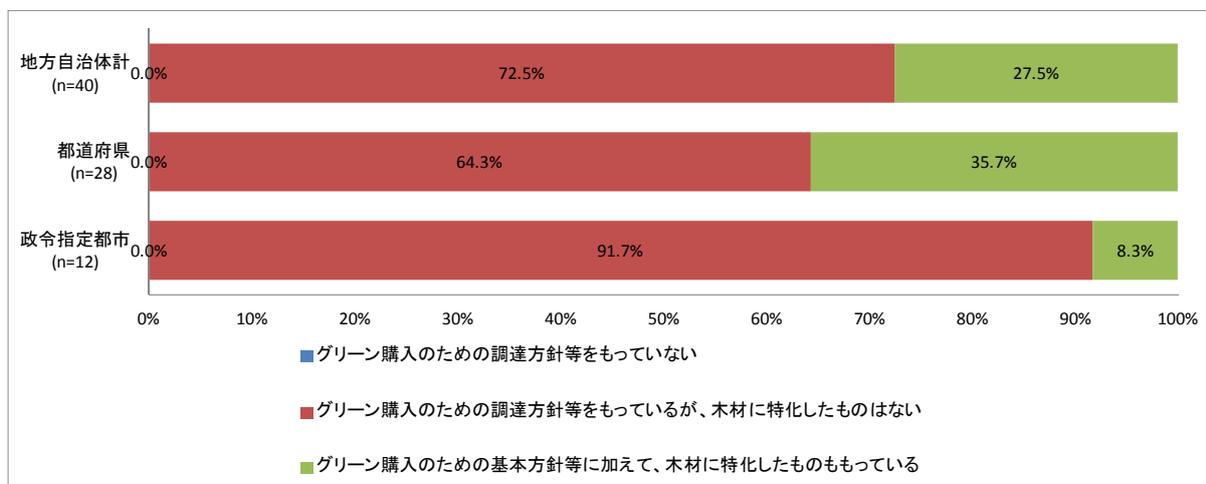
アンケート回答数：70（回収率：38.3%）、うち国等機関 30（同 25.9%）、地方自治体 40（同 59.7%）

	合計	国等機関			地方自治体		
		小計	中央省庁等	独立行政法人等	小計	都道府県	政令指定都市
送付数	183	116	15	101	67	47	20
回答数	70	30	9	21	40	28	12
回収率	38.3%	25.9%	60.0%	20.8%	59.7%	59.6%	60.0%

地方自治体の木材・木材製品の調達方針について

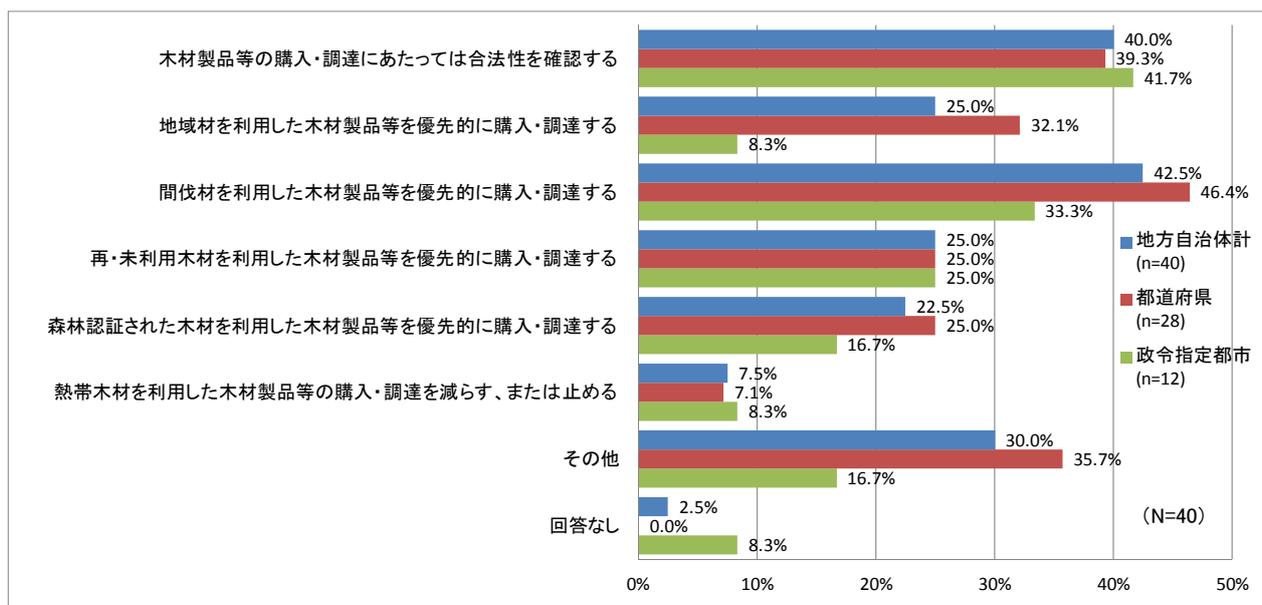
グリーン購入法のための基本方針・調達方針等があるかどうかという質問に対して（地方自治体のみが対象）、都道府県の 64.3%、政令指定都市の 91.7% が「グリーン購入のための調達方針等を持っているが、木材に特化したものはない」と回答している（地方自治体用版 Q 1-1）。都道府県では「グリーン購入のための基本方針等に加えて、木材に特化したものも持っている」としたところが、35.7%であった。

図 1 地方自治体の木材・木材製品に関する調達方針の有無（1つだけ選択）



それらの調達方針等に含まれる内容を具体的に尋ねると、「間伐材を利用した木材製品等を優先的に購入・調達する」(42.5%)、「木材製品等の購入・調達にあたっては合法性を確認する」(40.0%)、「再・未利用木材を利用した木材製品等を優先的に購入・調達する」(25.0%)といった国のグリーン購入法で求められている基準に準じた項目に加えて、「地域材を利用した木材製品等を優先的に購入・調達する」(25.0%)という県産材等の地域の木材を優先購入する姿勢が見られる(地方自治体用版Q1-2)。

図2 調達方針等に含まれる項目の内容(複数選択可)



その他(主なもの)

- ・国の判断基準に準じる(3件)

木材製品等に関する調達方針等を持つ地方自治体のうち90%を以上が調達方針等と調達方針等に基づく取組み状況を把握している(把握しているうちの一部は公表していない)と答えている(地方自治体用版Q1-3、1-4)。

図3 調達方針等の公表(1つだけ選択)

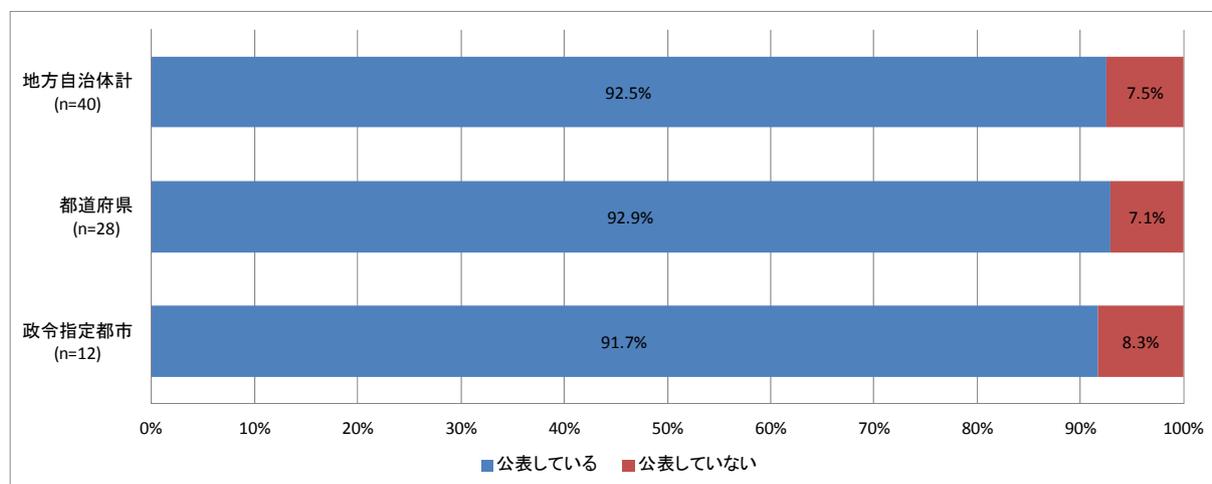
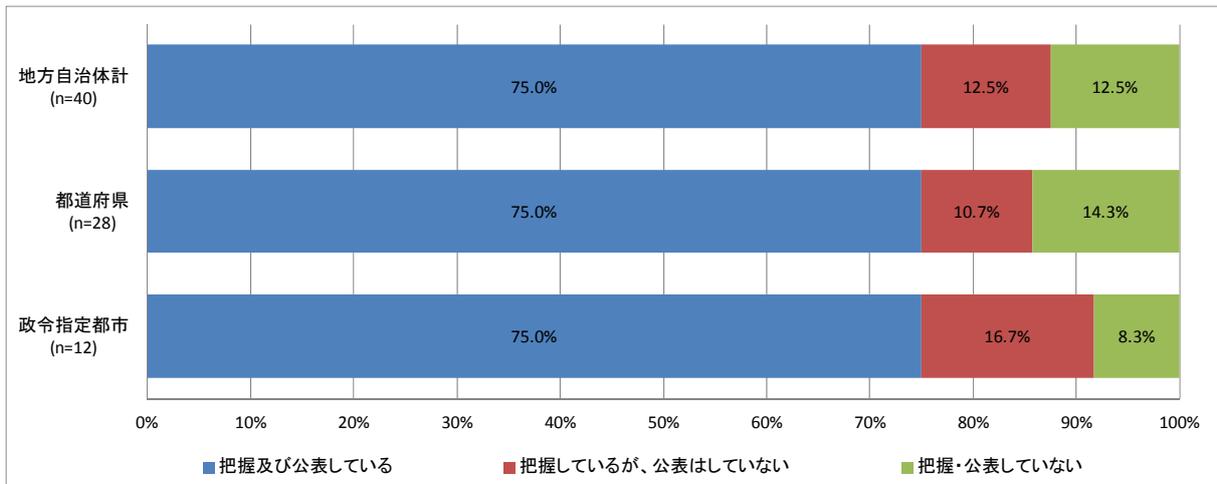


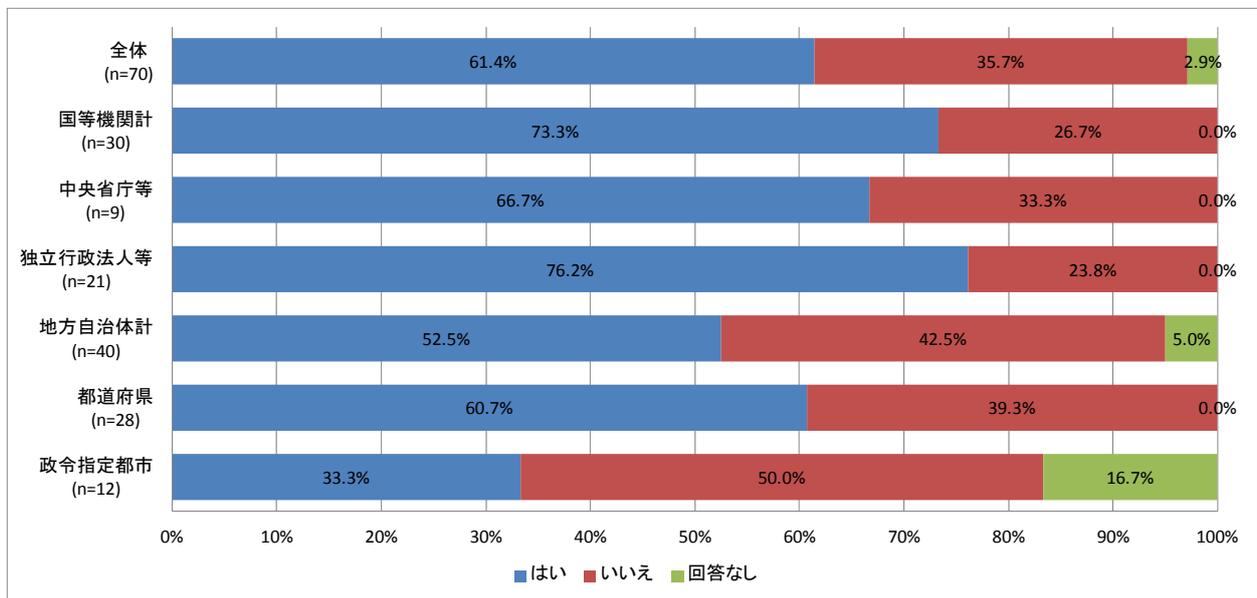
図4 調達方針等にもとづく取組み状況の把握・公表（1つだけ選択）



木材製品等の調達にあたっての合法性等の確認について

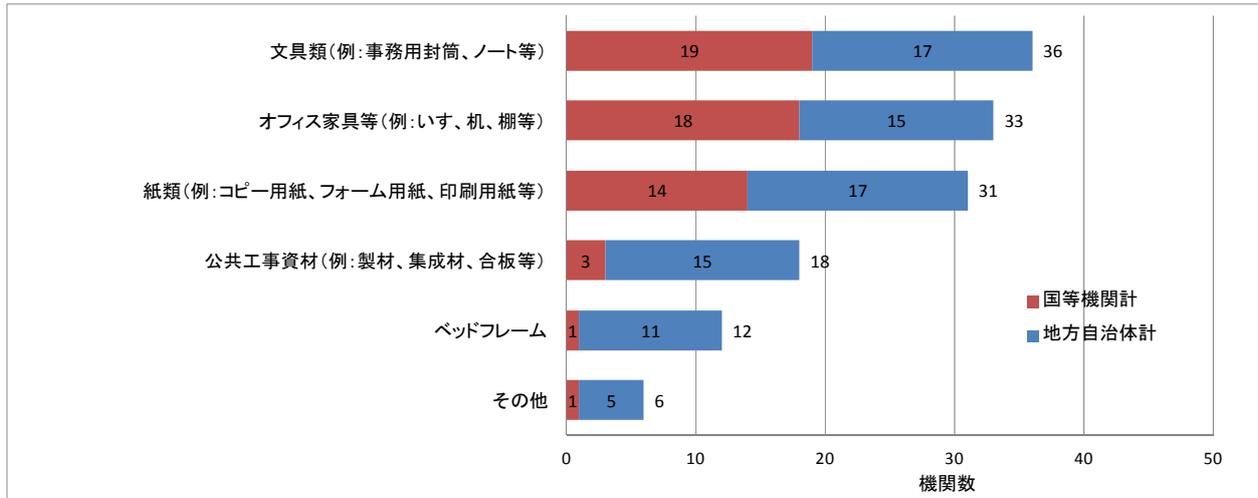
木材製品等の調達・購入にあたって、「合法性の確認を行っていますか」という質問に対して、「はい」と回答したのは、国等機関で73.3%、地方自治体で52.5%となっている。一方で、「いいえ」と回答したのは、国等機関で26.7%、地方自治体で42.5%であった（国等機関版Q1、地方自治体版Q2-1）。

図5 木材製品等の調達・購入にあたっての合法性確認（1つだけ選択）



合法性の確認を行っている対象製品を聞いたところ（国等機関版Q2、地方自治体版Q2-2）、文具類、オフィス家具等、紙類と事務所で日常的に調達する製品が上位を占めている。公共工事資材はそもそも該当する工事等をアンケート回答対象期間に実施しているケースが限られていることもあり、グリーン購入法における合法性確認の対象となっている5品目では4位という結果となった。

図6 合法性確認の対象製品（複数選択可）

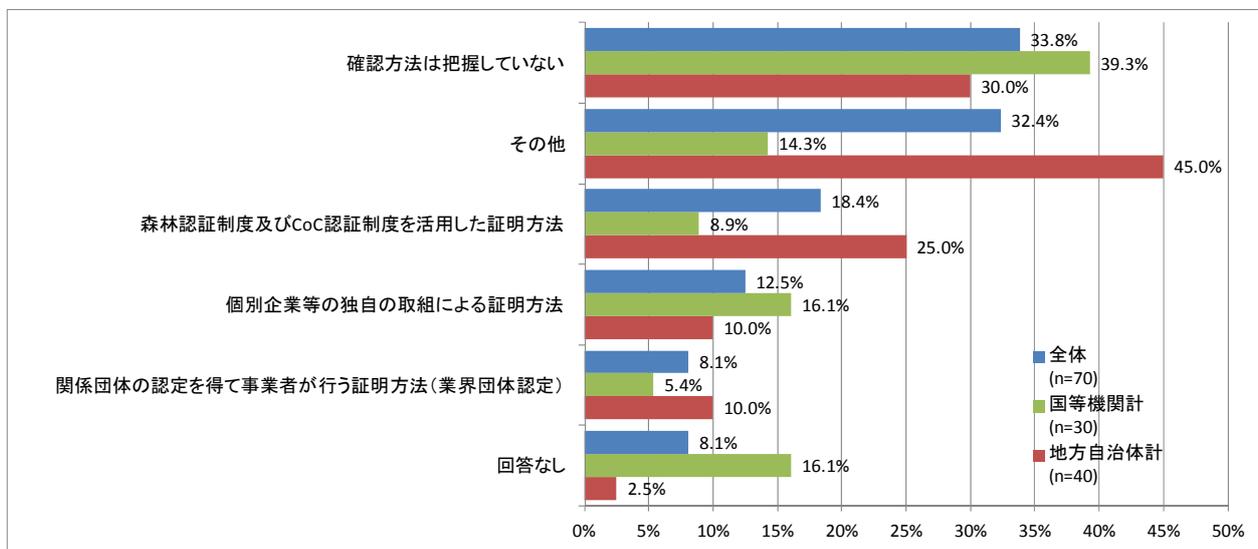


合法性の確認方法については、「（確認方法は）把握していない」との回答が最も多く、33.8%となっている（国等機関版Q2、地方自治体版Q2-2）。次いで多かった回答は「その他」の32.4%で、その多くは「グリーン購入法特定調達物品情報提供システムに登録された製品及びGPNデータベースのグリーン購入法判断基準適合品」、「商品のカタログをみて、グリーン購入法の対象物品であることを確認」などラベリングやカタログの記載を頼りにしていることがわかる。3番目に「森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法」となっており、18.4%である。

グリーン購入法では、国等機関に対して木材製品等を調達する際に、合法性が証明されたものを使用することをうたっているが、義務対象である国等機関において実際には合法性確認を行っていない機関が全体の4分の1を占めることがわかった。さらに合法性確認を行っているとして国等機関の半分以上の55.4%（地方自治体を入れた全体では41.9%）が、その確認方法について把握していない（「把握していない」と「回答なし」の合計値）。

このように、現状のグリーン購入法の下では、合法性の確認が表面的なものになっており、そもそもの狙いである違法性の高い海外の違法伐採材を排除するために必要不可欠なサプライチェーンをさかのぼる形での合法性の確認が十分に行われる制度にはなっていないといえる。

図7 合法性の確認方法（複数選択可）

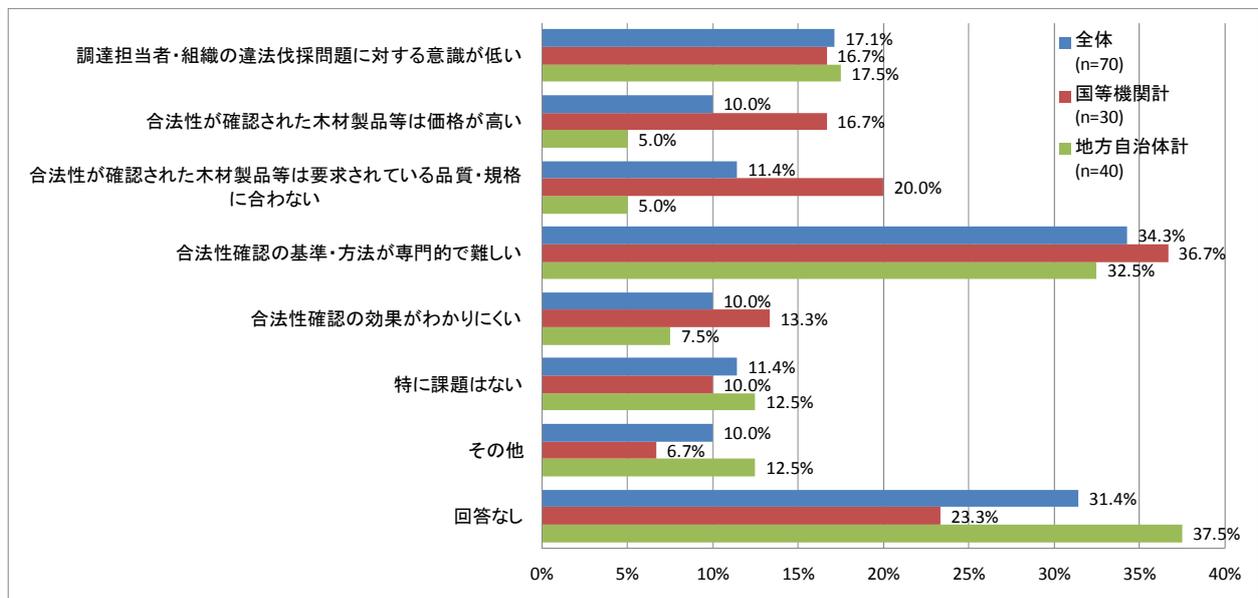


その他（主なもの）

- ・商品のカatalogやグリーン購入法特定調達物品情報提供システム、GPN データベース等を見て、グリーン購入法の対象物品であることを確認（23件）。
- ・組織の調達方針または審査会等に基づいて（県産材等地域材の優先購入含む）（8件）。
- ・「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に明記されるいずれかの方法により確認し、その結果を明示させる（4件）。
- ・FSC 認証製品による証明（3件）。
- ・エコマークによる確認（2件）。

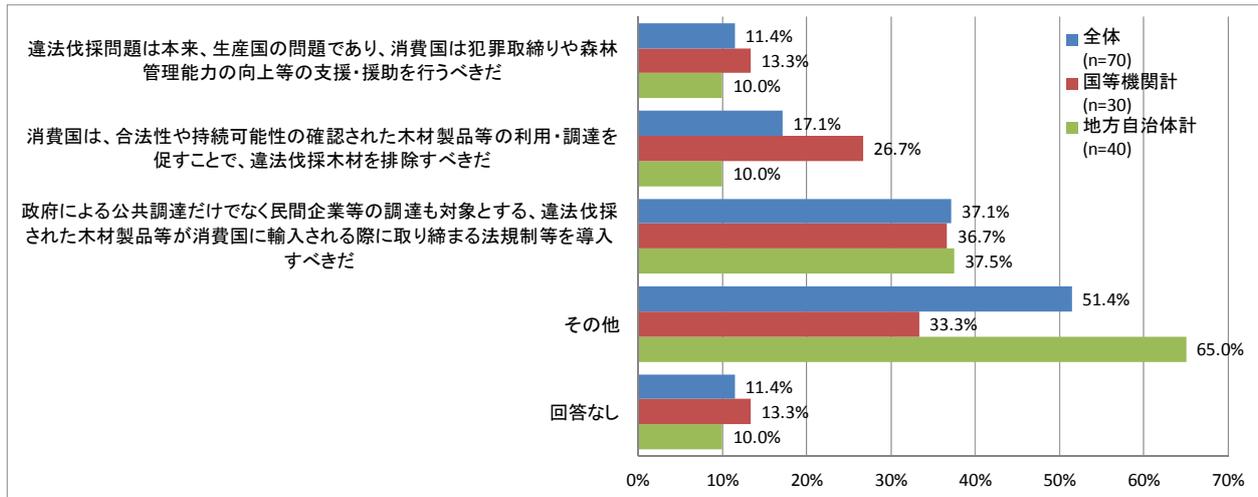
木材製品等の合法性の確認を妨げている阻害要因については、「合法性確認の基準・方法が専門的で難しい」が最も多く(34.3%)、「調達担当者・組織の違法伐採問題に対する意識が低い」(17.1%)、「合法性が確認された木材製品等は要求されている品質・規格に合わない」と「特に課題はない」(11.4%)が続いている（国等機関版Q3、地方自治体版Q2-3）。合法性確認の基準・方法が専門的すぎるという指摘は本措置導入前から懸念されていたことだが、本制度が施行された8年を経た現在でも同じ課題が調達・購入の担当者の間では強く感じられていることがわかる。合法性確認の方法やその必要性に関する情報提供や研修等は、合法木材制度を推進する全国木材組合連合会が林野庁の補助金を受ける形で実施しているが、それらがなお不足しているということも言える一方で、規制措置を持たない、優先的な調達を国等機関に求めるだけのグリーン購入法の枠組みの限界とも評価すべきではないだろうか。

図8 木材製品等の合法性を確認するにあたっての阻害要因（複数回答可）



違法伐採を排除するための対策として有効な対策については、「消費国は、合法性や持続可能性の確認された木材製品等の利用・調達を促すことで、違法伐採木材を排除すべきだ」が最も多く51.4%、次いで「政府による公共調達だけでなく民間企業等の調達も対象とする、違法伐採された木材製品等が消費国に輸入される際に取り締まる法規制等を導入すべきだ」が37.1%となっている。欧米の木材需要国が違法伐採対策として取り入れている消費国におけるより強い規制の導入に賛成する声が4割弱あることに注目したい。

図9 違法伐採を排除するための有効な対策（複数回答可）



その他（主なもの）

- ・通常の業務では発注する際に仕様書等には環境配慮をうたうことができても、入った商品が本当に要件を満たしているのか確認することはほぼ無理と思われる。グリーン購入法適合商品としている業者を環境省や林野庁などが定期的に監査等をする必要があるのではないか。
- ・エコマーク等のラベリング制度と合法木材をリンクさせることが有効と考える。
- ・国外での違法伐採による森林破壊を防止するとともに、国内の森林育成の観点から積極的に国内産材（森林法に基づき適正に伐採された木材）を利用することが有効と考える。
- ・森林認証マークを一つに統一してほしい。マークの知名度を上げる宣伝をふやしてほしい。
- ・環境省のグリーン購入法の説明会でも説明してくれるとわかりやすい。
- ・合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品のみ利用されるように、個別生産国の経済的・政治的状況を考慮し、生産国と消費国双方で協力して対策することが有効だと思う。
- ・県産木材の利用を推進することで、違法伐採の対策にもなると思われる。
- ・木材等の合法性に関する各種のマークを確認するよりも、その製品がグリーン調達適合品であることを証明する統一されたマークを設定し、1種類のマークで判別できると様々な商品を購入していても確認が容易になり、庁内でも推進しやすい。

以上